

『家』の変貌と女性の財産をめぐる変化

波平 恵美子

一 「財産」という考え方

アメリカ大陸にヨーロッパ人が入植し、次々と牧畜や農耕を始めるに際して、原住民であるアメリカ・インディアンとの間で抗争が起った。その原因は、入植者側が先住民の生活や文化に全く無知でかつ無関心であったために、何の配慮もなく、それを破壊したことである。しかし、永住を目的とする限り、部分的ではあったが、インディアンからヨーロッパ人たちは「合法的に」土地を買い取るようになり、インディアンは、ヨーロッパ的な土地所有の觀念の犠牲になっていったのである。

ちなみに、アメリカの文化人類学の祖であるルイス・ヘンリー・モーガンは、弁護士としてインディアンからの土地買収に関与するうちに、白人側が不当にインディアンの土地を取得することを阻止し、インディアンの権利を護る運動を始めた人である。彼

はインディアンの文化の理解者として、またこの運動の推進者としてインディアンから尊敬され、セネカ族の養子となった。

アメリカ・インディアンだけではなく、未開社会や伝統的社会と一般に呼ばれるような社会、経済的、政治的な発達段階にある社会では、生存の根本である土地を個人が「所有」したり、それを「売買」「譲渡」「処分」できるなどという考え方はない。日本でも、社会的変化に伴って人々の土地所有觀念が変化したために、かつて各地で紛争の原因となった伝統的な「入会権」という考え方に近いものがより一般的であり、仮りに、その土地の登記上の名義が個人名になっていたとしても、その個人が勝手に売却しその金を個人の所有にできるなどと、名義上の個人も、その社会の人々も考えていなかったのである。社会の支配者が表面上その土地を所有していると考えられる場合でも、その土地は、時には神話の時代にまで逆のぼる数多くの先祖達と、そして、今後、その土地に生れ出るであろう子孫達と共有されているのであって、

生きている人間がその生存中に処分してよい、その土地の利用権が子孫に伝えられないということは許されないと考えられてきた。およそ、人の生存活動は、生産も含めて土地空間抜きには行われ得ないのであるから、誰かにその土地を譲渡して、それ以降はその土地の利用はおろか立ち入ることも許されないなどということに、一九世紀のインディアンは馴染むことはできなかった。土地を「財産」と考えた場合、その觀念の根本的な相違がその後のインディアンの運命を一層悲惨なものにしたのである。

日本民俗学の領域では、明治末期以降、特に昭和二〇年代まで、農山漁村の人々の生活や、その生活の背後にある人々のものの考え方の詳細を調査してきた。それらの資料から明らかなのは、「財産」が、その内容により、①先祖や子孫も含めた「家」の成員全体のもの、②現在生存している家族全員のもの、③個人のもの、と所有権が大まかには分けられるということである。また、金銭であっても、それを、誰が、どこで、どのようにして稼いだかによってその処分権の帰属あるいは配分が決まるということである。「財産」の考え方も、長い時間の経過の中では変化しており、かつては先祖から子孫へと受け継ぎ引き継ぐべき財産(①の分類)と考えられていた農地や漁業権でさえも、現在の名義人の財産であり、勝手な処分が許されると考える人々も増えている。そのような変化は、何よりも生業形態と産業構造の変化、それによってもたらされた生存手段の内容の変化によって起きた。明治末期であれば、あるいは大不況の昭和初期であれば、農地を売却

してしまえば、離村し、一家離散の運命がその家族を待っていたが、現在では成人はサラリーマンとなり、売り残した農地の一部に大邸宅を建てて生活することが可能である。

本論では、民俗学の資料および筆者自身の調査資料に基づいて、農山漁村における女性と財産との係り方を、その変化も含めて述べる。

二 「家」の財産

農、山、漁村を比較すると、漁村は農村や山村よりも、山村は農村よりも、個人の稼ぎ高がより明らかで、従って個々人はその稼ぐ能力で評価される傾向が強い。しかし、漁村でも、同じ漁船に乗り組んでいれば、船頭や船主に対し一人前あるいは半人前余分に水揚げ高が配分されることがあっても、それ以外の乗組員は、若手であっても漁師になって二年目からは、ベテランの漁師と同じだけの配分を受ける。それは、個人の働きが厳格に評価されないからなのではない。人間にはライフ・サイクルがあり、現在三十歳代で一番の働き手であっても、かつて年若なときには漁が未熟であり、またやがて年をとれば身体の動きが鈍くなることを見込んで、未熟な若者と同じ配分しか受取らないのである。つまり、ある収入に対しての個人の貢献度が必ずしも収入の配分の割合にならな反映されない。それは、同一家族内ではなく、異なる家族に属する人々においても行われるところに、「個人の稼ぎ」(勞

働とその貢献度の経済的評価」という考え方が伝統的な生活において希薄であることがわかる。

山村で、山林の伐採や山菜取りによって現金収入を得ている村でも似た状況が見られる。例えば、新潟県東蒲原郡内の谷沿いの村では、昭和二〇年代中頃まで、八人から十人の人々が一つの組を組織して雪山に入り、十日から二週間を山中で過ごして立木を切り谷川へ下ろす作業に従事した。組の頭は「山大将」、組に入ったばかりの初年の少年は「初山」と呼ばれたが、収入の配分は、初山がその年だけは半人前もらい翌年からは一人前ももらった。そして山大将の取り分も一人前であり、彼は山大将という名譽だけを、その苦勞への報酬として受取る慣例だった。立木の伐採とそれを山の傾斜を使って下ろす作業は、厳格な役割分担と巧みな指揮がなければ行い得なかったが、その作業でも労働量の多さや危険度の違いによって配分に差が生じることはなかったのである。そのような「平等性」は、先の漁村と同じく、同じ村落で生れ死んでいき、同じ生業に従事している限りでは、個人は未熟で他人の足手まといの時期もあれば、グループ一番の働き手である時期もあるし、また、老齡でほとんど身体を動かすことができなくなる時期もある。そのことをも見込んで、収入を等分に配分する方がよいという考えに基づいている。

農村では、漁村や山村のように頻繁に現金が入ってくることはない。季節の野菜を毎日売ってわずかな現金収入を得ていた時代や、現在でも米作中心で、野菜をわずかに栽培しているに過ぎない。

い農村では、個々の働き手の労働量が個人の収入に結びついて考慮される機会は極めて少なかった。主な現金収入は米の売渡し金である場合、その収入は、それを可能にした労働力よりは水田と結びつけて評価された。水田の面積が米の収穫量を決定し、それはまた、その家族の現金収入や消費可能な食料の全体量を決定したので、耕地の所有面積の前では、個人の労働力としての貢献度はより低く見積もられることになった。

一方、耕地が少ないか全くない漁村や山村では、自分たちの食料の一部は現金で買い求めたから、家族の生存と家族員のもたらす現金収入による個人の貢献度とは結びつけられた。但し、先に述べたように、一人一人の収入の差は極めて小さくしか設定されなかったもので、個々人の評価は経済的なものよりも、家族の中の役割分担によったのである。

従って、「家の財産」は、米作を中心とする農村であればあるほど、それは水田の所有面積と結びつけられ、漁村では船や漁業権と、そして山村では入会権と結びつけて考えられた。「家の財産」の内容をどのようなものとみなしたかは、「分家」をする際、次、三男に、時には婿を迎えて分家する娘達に何を分与したかで明らかになる。耕地の所有に大きく依存する地域では、水田と畑およびそれに付属する水利権が与えられた。山村では、家族所有の山林があればその一部、屋敷地や建物のための材木などが与えられたが、共有林の入会権は与えられることもあれば、村落が許可しない場合は本家の入会権の一部を貸してもらえるに過ぎない。

った。入会権は「家の財産」であると同時に、各々の家の権利は村落全体で決定されていた。昭和二〇年代に分家した福島県会津地方のある分家では、水田は全く分与されることがなく、畑地が一反余りで、ここに自給用の野菜を作り、収入は夫婦で本家の水田耕作を手伝って、その労賃としてもらう米を売って得ていた。屋敷地は本家の畑地の一部をもらったが、家屋の建築用材木が足りず、暫くは柱と壁と屋根だけの家に、本家から分けてもらった畳数枚と障子、襖を立てて暮らしたという。なお、分家の際には半年分の米、麦、味噌および家族分の食器を渡すのは慣例だったようである。

同じ頃分家した新潟県東蒲原郡の山村では、屋敷地と、家屋建築用の木材だけであったという。収入は山菜取りと山林労働で得ることができたので、分家は比較的容易に行われた。この山村では、入会権の権利口数を長年にわたり二〇戸分に抑えていたが、第二次大戦後は分家にも与えることになり、戦後に分家した家では本家から入会権を貸与される必要はなくなった。長崎県の離島、杵岐の漁村の場合、戦前も戦後も分家の場合は家屋を購入する金やわずかな家財道具を整える資金が与えられる。家屋を買うだけの資金が本家にはない場合には、賃貸の家に住んだから、分家は大変容易であった。「家の財産」そのものが、ごく限られていたから、分与されるものも少なかったのである。収入は漁業に従事することによって得た。自分で漁船を所有する人は、昭和二〇年代までわずかであったので、漁船は家の財産という考え方はなかつ

た。乗組員が家族の成員に限定されなかったことも、船を家の財産という考え方を植え付けなかった原因である。

概して、日本の農山漁村では「家の財産」という観念は明確で具体的である。その一方、個人がその財産を増やすうえで、あるいは維持するうえで貢献度への評価はそれほど明確ではない。個人の稼ぎが明らかになりやすい漁村や山村においても、個人差は極く小さなものに留められているし、さらにその基本にあるのは、入会権や漁業権あつての個人の稼ぎが可能であるという考え方なので、純粋に個人の働きと結びついた個人の財産という観念は発達しにくかったと言える。

現在、耕地を増やし、それを子孫に伝えることに最大の価値を置いてきた米作中心の農村でも、子供世代の間に耕地を売払いその代金で都市に住宅を求めようとする人々が出始めている。それを促進しているのは、農家収入が、食糧制度の将来の不安定性によって、大きく落ち込むことが予想されるために、子孫にまで農業という生業を伝える意欲を失った若い世代の人々である。「家」という観念を支えたものは何であったか考えると、血縁者あるいは擬血縁者による集団の永続と承譜の確認への志向よりも、生業手段の場としての意味が大きかったことが現時点で明白になってきたといえる。

三 女性の財産・個人の財産

現在の日本人の多くは、十九世紀のアメリカー・インディアンに似た混乱の状態にあると言えなくもない。法的な側面はともかくとして、個人の意識や行動において、財産の所有や処分、そして財産形成における個人の貢献度というものを、明確化し、個人と家族との関係を、財産を中心に見直さざるを得なくなったからである。都市における、サラリーマンの二世代目、三世代目に当たる人々においても、親と子、夫と妻との財産の所有や処分における個々人の領分を明確化しようとしなない。財産の形成、維持への貢献度と、その配分の関係に到っては、共通した認識は得られないでいると考えられる。しかし、家族をめぐる状況の変化は、今後そのような認識を明確化し共通項を増加させるように日本人をして仕向けるようになるのではないかと考える。次の二つの事例は、女性と家族そして財産との関係を考える手掛りとなるので報告する。

〔事例(1)——福島県会津芦ノ辺ムラ〕

福島県中部の会津地方の一村落(仮称、芦ノ辺ムラ)は、水田の所有面積がこの地方では上位にあり、昭和四〇年代初めまでは出稼ぎもほとんどなく、農業中心で生計を立てていた。四〇年代に入り、在村のまま冬期に建築労働や近隣の繊維工場での労働に従事して現金収入を農業外から求めるようになった。

昭和二十二年の農地改革前は、三〇〇四〇ヘクタールを所有する大地主、五〇一〇ヘクタールを所有する地主、自作、自小作、

小自作、小作農と、土地の所有規模によるいくつかの階層が形成していた。当時、「女性の財産」は無論のこと「個人の財産」という考えさえ明確ではなかったと考えられる。一家の主人といえざれども、自分だけの楽しみに金を使うことは親族集団や村落内の人々の批判を浴びた。大地主の主人が毎晩酒を飲むことや一家から何人もの子供を東京に遊学させることさえ非難の種にされた。高い学歴を積むことは、個人への投資ではなく、いずれの子が高い社会的地位に就いたり、より家格の高い家へ養子に入ったり嫁入りするため、そして結果として家の財産を増やすことに貢献してくれることを期待してのことであった。裕福な家同士の通婚では、嫁入り道具に高価な着物や家具を持参させることはあったが、それは花嫁個人の財産ではなく、あくまでも家の財産とみなされた。彼女の権利はそれを売却したり処分するまでは及ばず、夫や夫の親が処分する場合に了承する程度であった。離婚する場合、嫁入り道具を置いて来るのであれば嫁は勝手に里へ戻ることであったが、取戻す場合には仲人の仲裁が必要であり、取戻された嫁入り道具はその女性の財産ではなく親の財産とみなされた。「あの人は嫁入り道具を置いたまま実家に戻ってきた」という場合、その女性の立場は二通りに解釈された。一つには女性の側に非がある離婚で、嫁入り道具は相手側への慰謝料代りに渡されたものである。いま一つには、花嫁の親が裕福でかつ娘を溺愛して、嫁入り道具を家の財産として取戻すことに執着しなかったということである。

明治末期から大正中頃にかけて、地主を中心に、家に機を何台か置き、村落内外から数人の娘達を集めて家内織物業を始める例が出てきた。大正末期には家内工業は衰え、娘達は新潟県の紡績や織物の工場へ働きに出るようになったが、彼女たちが稼いだ金の大部分は、親の家計へ組み入れられ、彼女たちの財産にはならなかった。その一部は貯えられて嫁入り道具の購入に当てられたが、それさえも自分の財産とみなされなかった。昭和初期から二〇年代初めまで、貧しい農家の二、三男は、地主の家の奉公人になったが、その賃金も個人のものともみなされず、実家へ渡されて本人は奉公先で食事と衣服を与えられるだけであったから、「個人の財産」の形成がみられなかったのは男女とも、そして富農も貧農も同様であったといえる。富農においては、主人や主婦が使うことのできる金銭が多かったというにすぎず、それも、できるだけ自分個人のために使うことを否定する形をとる必要があった。病気になる場合、余程の重病でなければ医師による治療は受けず、重病でも結核のような治療効果のほとんどない病気で医師の治療は受けなかった。それは、個人のために多額な金を出費することを憚るからであった。

農地改革によって貧富の差は小さくなり、さらに昭和四〇年代以降の兼業化が進むなかで、現金収入だけでみれば、上下差は激しく入れ替わるようになった。そのような変化の中で他家から嫁入りしてきた女性の家族内での地位と、個人の財産形成、家の財産と個人の稼ぎとの関係は次のように整理される。

(1) 嫁入り前からフル・タイムで働いている場合は昭和四〇年代に入ってから以降、その仕事を止めた人はいない。給与は「夫婦共有」であるが、家族全体のものとは考えられていない。夫が農業専業の場合でも、あるいは夫もまたフル・タイムで農業以外の職に従事している場合でも、その一部だけが家計全体に加えられる。子供のための出費および自分のための出費は夫婦共有の、あるいは嫁個人の金の中からまかなわれる。金銭に関しては、嫁個人の財産は存在する。しかし、家屋を新築した場合、嫁の給与からかなりの金額がローンの支払いに当てられたとしても、嫁の名義になることはなく、不動産に関しては嫁の、あるいは妻の財産はないに等しい。

(2) 農業のかたわら、妻あるいは嫁が個人の働きで現金収入を得る方法は二つある。一つは畑で野菜を栽培し、それを町へ持って行って売る方法で、第二次大戦中から行われていた。基本的には、野菜栽培は「女の農業」であり、米栽培が「男の農業」であることに対応する。その収入は稼いだ女性の裁量に委ねられており、どの位の割合を全体の家計に組入れるかは、それぞれの家によって、また時代によって異なる。いずれにしても、その一部は稼いだ女性の財産とみなされ、かなりの貯蓄を持っている人もいるという。

別の方法は村落内の繊維工場でパート・タイムで働く方法であり、多くの女性が春夏秋冬は野菜を売り、冬は工場で働く。野菜売りによる収入に比べて工業労働による収入は、より個人の

稼ぎとして取扱われる。野菜栽培は、その家に付いた農地に依存するのに対して、工場労働は個人の労働力によるところが大きいからであろう。パート・タイム労働による収入も、その多くが家計に組入れられ、一部が稼ぎ手の女性の「へそくり」になるという。

(3)戦前、未婚の女性が新潟県の織維工場で働いて得た資金は、民俗学の報告にもある通り、そのほとんどが家族の生活費にまわされ、その一部のみがその女性の嫁入り道具の購入に当てられた。人並みの道具を持参するために、一般的な農家では娘達は働きにでなければならなかった。

現在、高校卒業後、あるいは大学卒業後娘達のほぼ全員が農業以外の職にフル・タイムで従事している。約半数は地元に残るが半数は主に東京周辺で働く。その収入は自宅から通う場合でもほとんど全額が娘個人の財産とみなされ、ごく一部が親への「こづかい」として渡されるといふ。貯蓄は結婚費用および結婚後の自分個人の財産となる。

(4) 嫁に世帯(家計の切り盛り)を渡したあとの姑の収入は、健康なうちは野菜売りをするによって得られるが、老齢になりそれでもできなくなると、老齢年金のみとなる。それも多くは家計に組入れられるし、戦争未亡人あるいは息子が戦死したことによって得られる遺族年金もほぼ全額が家計に入るといわれる。「女の財産」が最も少ないのは老婦人達だと考えられる。しかし、年に何回かの旅行費用や細々した身の周りのものを買

う費用、老人同士の交際に必要な金は、息子や嫁からあるいは遠方に住む他の子供達から送金されており、財産はなくても、金銭的に不自由することはほとんどないという。

この村落の約半世紀の変化の中で最も大きなものは農地改革と、農業収入の全体収入の中での割合の大幅な低下であった。この変化の中で、農地が持つ財産としての評価は低落する一方である。現在この村落で理想とされる家族の状況とは、米作も野菜作りもやれる体力を持つ中高年夫婦と、フル・タイムの職業を持ち、定年後は農業を継いでくれることが期待されている息子夫婦およびその夫婦の子供達から成る家族だという。仮に農業収入が極端に減っても、息子夫婦が定年まで働けば、その年金で生活できるだろうから、嫁の就職には両親ともに賛成する。女性の財産は、現金に限れば、かなりの個人財産が貯められているが、不動産に関しては、婿養子を迎えた家族以外では女性名義のものは全く存在しないとよい。また、貯蓄を持っている女性もそれを不動産購入に回す人はない現状だが、今後の変化には見通しが立たない。

女性が自分の収入を家計にどの程度組入れるかは家族により異なる」と述べた。一般に、自分の収入はほとんど家計に入れ、家計の中で自分の収入の割合が大きいほど、姑と嫁との関係において嫁が優位に立つという。逆に、嫁が自分の裁量で使える金をより多く持っているほうが、嫁としての立場が弱くなると考えられ

ている。いずれにしろ、米作中心で、米の売渡代金が一家の現金収入のほとんどを占めていた時代には、女性の労働力としての価値は認められてはいたが、それが個々に厳密に測られることはなかった。しかし、現在では、男女ともに、個人のマン・パワーがそれぞれの人が稼いだ収入をより明確に測りながら、大きな価値を持つものと認められるようになってきている。

〔事例2——長崎県杵岐郡勝本町〕

杵岐島の勝本浦は、戸数約八五〇に対して漁船が五〇〇隻を越えるという漁業中心の村落である。「女房は年上がよい」とか「女房がしっかり者なればこそ安心して漁ができる」といい、夫婦の関係は昭和三九年の第一回調査当時でも、福岡市内のサラリーマン夫婦よりもはるかに平等なものであった。漁業は危険がつきもので、女房に何もかも委せておかないと自分が海で死ねば生活に困るという夫達の考えにより、家計は妻が握っていた。財産は漁船と住居であるが、漁船は何年に一度かは作り替えるし、機械や装備は新しいものに次々と代えるため、また家屋は極めて狭く、漁船や家屋を「家の財産」とする考え方は希薄であったし、現在もそれは変わらない。農村においては、人々が家屋敷と農地は先祖代々受け継ぎ子孫へ引き継ぐものと考えているのに対して、漁村の人々はそのような形での「財産」というものを考えてはいない。漁船が小型で、網を使わず一本釣りという漁法であることから、収入は漁師の腕次第という考えが強かった。

昭和三〇年代前半まで、女性が直接現金収入に係わることはなかった。杵岐島内の農村の女性達は一年のうち半分は農産物の行商に出かけ、勝本浦でも、雨の日以外はほとんど毎日、市が立ち、四〇人程の農家の女性が路上で農産物や薪、神棚や仏壇に供える花や木を売っていた。現在は常設市場が設けられ、朝のうちには農家の人々が商品を並べて売っている。しかし、戦時中物資の少ない時でさえ、漁村の女性が農村へ魚売りに出かけることはなく、伝承にもない。女性の仕事は村内に数カ所あった井戸での水汲みと家事が主であり、ほとんどサラリーマンの夫婦と変わることがなかったという。「女性は不浄な存在であり、漁具や漁船に触れると船の守護神である船霊さまが怒る」という信仰は昭和四〇年代末になっても強く、漁業に関しては夫の船が漁獲物を家の裏の船着場に上げると、それをリヤカーや天秤棒で担いで漁協へ運ぶ位の手助けしかなかった。

水道が敷設され、水汲みに四、五時間も費やすことがなくなった昭和三〇年代後半から、女性も収入の道を得ようという動きが出てきて漁協婦人部を中心に、スルメ加工に携わるようになった。昭和三〇年代末から五〇年代初めまで、それによって多くを稼ぎ、家屋を新築する頭金は婦人たちのスルメ加工による収入が当てられたという。しかし現在漁場が日本海の北方へ移り、漁獲物は新潟や島根の港に水揚げされ、水産物の加工はウニだけになっている。女性達は一部の人々がウニ加工の工場に働くだけで、大部分の人は働かず夫の漁業収入だけで家計をまかなっている。昭和三

○年代には二〇〇人の女性海女がいた杵岐島東部の八幡浜を除いては、杵岐島内の漁村の状況は大体勝本浦に似ている。

第二次大戦以前、勝本浦の女性は結婚までの数年間、福岡市や遠くは朝鮮半島まで女中奉公に出るのが慣例であった。そこで、島とは異なる生活習慣を身につけ、いくらかの金をもらって帰島し、その金で嫁入りのための布団や衣類を買ったという。男性達は「女房は年上のうえに、自分達より広い世間を見ている。どうしても頭が上がらん」といった。船の建造にしろ、何でも重要なことは先ず妻に相談するといひ、また、来客があれば必ず妻が同席する。勝本浦の事例は、一見生業に妻が何の貢献をしないにもかかわらず、夫婦の間の力の関係がほぼ同等であるというもので、重要な資料になると考えている。

スルメ加工によって多くの収入を得ていた時代も、自らの働きによる収入のない現在も「女性の財産」として個別に分けられるものはない。船も家屋も夫名義になつてはいるが「夫の財産であつて妻の財産ではない」という考え方もない。家財も家計も夫婦共有という考え方が強い。

この地方では農村も漁村も、「隠居制」を発達させてきた。親夫婦は五〇歳代後半になると「隠居」し、漁船はより小型なものに替える。家計は完全に息子夫婦とその子供達のものから自分達夫婦の家計を切り離し別棟の「隠居家」に移る。新婚当時はともかく、子供が二、三人もいる嫁に姑があれこれ指示することはない。同じ家族であつても、それぞれが同性同世代の人々によつて

形成されるさまざまなグループに個別に所属し、その人々と多くの時間を共にする。未婚の男性が若者宿に泊まるように、老人夫婦が親類の家に泊まつたり、夏の暑い夜はお堂で寝泊まりすることもあった。ここでは「女性の財産」が確立することはないが「夫婦の財産」は確立しているといえる。

親と子との関係は「つかず離れず」の状態であり、息子は父親とは異なる船に乗る方が良いとされる。結婚前の息子達はほとんど親の家にはいず、他家を転々としながら過す。自分の家の息子が他家に泊まり、他家の息子が自分の家に泊ることもある。家族の枠が、農村に比べるとはるかに緩やかで、一方、夫婦の結び付きは固い。そのことは父親から息子へと譲り渡される農地がないことと、生業の場での労働組織が必ずしも家族単位ではないことから生じたものと考えられる。

四 まとめ

「女性の財産」が確立する状況は、また男性も含めて、あるいは生産労働に従事しなくなった老人を含めての財産が個別のものとして確立する状況である。日本の社会は、様々な面で法的整備と生活慣習や個人の意識との間に、時代的なズレが大きいし、地域差や職種などに伴う個人差が大きい。財産についてもそのことが見られ、例えば都市のサラリーマン家庭で、妻が夫名義の貯金通帳を管理し、夫の全収入がその口座に振り込まれる場合、預

金残高は夫の財産か妻の財産かと問われても当事者夫婦は明確に答えることはできない。農村で、農地や家屋敷の名義人である父親が死亡し、農業を継いだ長男がその全てを相続して他の兄弟姉妹が相続権を放棄する手続きを行った。しかし、都市に住む兄弟姉妹は、財産へのすべての権利を失ったとは考えず。実家に少しでも余裕があれば金銭の要求をしたり、自分達の消費米を全部実家から送ってくれるよう要求したりする。家族の人間関係が悪くなり、いわゆる「財産争い」の状況になると、法的な面が全面に出て来た場合、多くの人々は途惑うのは先のようなズレが存在するからである。今後「家の財産」から「個人の財産」へ変化するなかで、「女性の財産」が成立することになる。

参考文献

※日本民俗学の中で、女性の財産についてのまとまった資料はない。多くの民俗資料の中に散見できるに過ぎず、また、資料の記述が部分的で、女性の稼ぎがどの程度「財産」として認められたか推測するしかない資料が多い。その中で、瀬川清子氏の左記の著作が比較的集中した資料が得られる。

。女性の働きに関する参考文献

瀬川清子、一九六二年、『女のはたらき』、未来社。

、一九七一年、『販女』、未来社。

、一九七二年、『きもの』、未来社。

、一九七五年、『日間賀島・見島民俗誌』、未来社。

。隠居制度に関する参考文献

竹田 旦、一九六四年、『民俗慣行としての隠居の研究』、未来社。

。日本の家族制度に関する参考文献

青山道夫、一九七八年、『日本家族制度論』、九州大学出版会。

中根千枝、一九七〇年、『家族の構造』、東京大学出版会。

江馬三枝子、一九四三年、『白川村の大家族』、三國書房。

。労働と財産についての人類的考察についての参考文献

ブイヨン、フランソワ、一九八四（原著一九七六年）『経済人類

学の現在』、法政大学出版会。

（九州芸術工科大学・民俗学）